

消 防 予 第 20 号
平成 28 年 1 月 25 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

住宅用火災警報器の設置状況等調査について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の全国における設置率等は、平成 27 年 6 月 1 日時点の調査で、設置率 81.0%、条例適合率 66.4%となりました。

住警器の未設置世帯等に対して、火災予防条例に適合するように設置していただくよう、より効果的な普及啓発を行うとともに、既に住警器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や本体の交換を推進するなど、適切な維持管理に関する広報を実施する必要があります。

つきましては、住警器の設置状況等の実態を把握するため、下記のとおり調査を実施しますのでご協力をお願いします。

また、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 調査内容

消防本部の管轄区域内の住宅（共同住宅・長屋含む）における住警器の設置状況等

2 調査方法

【別添 1】で示した方法

※今年度から作動確認に関する調査項目（任意）を 2 点追加しています。

平成 28 年 6 月には、新築住宅に対する住警器の設置義務化から 10 年となります。現在設置されている住警器の多くは、寿命が 10 年の電池を使用しているため、今後住警器の電池切れ等が増えるものと想定されます。

改正された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」や「平成 27 年秋季全国火災予防運動の実施要綱」でお示したように、今後は住警器の維持管理の周知がより重要となるため、作動確認等の調査項目を今後必須項目にすることも検討しています。

3 調査結果の報告

(1) 都道府県

平成 28 年 6 月 17 日（金）までに、【別添 2】に各消防本部の調査結果をとりまとめ、消防庁予防課 (yobouka-y@ml.soumu.go.jp) あてに電子メールにて報告をお願いします。

なお、【別添 2】に記載している各消防本部名等は、今年度報告された調査結果に基づき作成していますので、本部名称等に変更があった際には適宜修正し報告願います。

(2) 消防本部

各管轄地域の調査結果を【別添 3】回答シートに取りまとめ、都道府県あてに回答願います。

4 その他

(1) 調査の結果（作動確認に係る部分を除く。）は、平成 28 年 6 月 1 日を統一時点として公表する予定です。

(2) 訪問調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯に対しては、奏功事例等を示す等をして、住警器の設置促進に努めていただきますようお願いします。

(3) 訪問調査の際、既に住警器を設置している世帯については、【別添 4】を適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等の維持管理について周知に努めていただきますようお願いします。

また、【別添 4】のイラスト等については、各種広報の際に、ご自由にご活用ください。

〈連絡先〉

消防庁予防課 齋藤 森野

電話：03-5253-7523

E-mail：s.morino@soumu.go.jp

住宅用火災警報器設置状況調査方法

第 1 趣旨

各世帯における住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置状況を一定の住宅区分ごとに把握し、今後の普及啓発広報及び既に住警器を設置している世帯への適切な維持管理広報に関する施策に活用することを趣旨とする。

第 2 調査方法

1. 調査実施主体

消防署又は消防本部とする。

2. 調査方法

原則として、調査を実施する世帯（以下「調査世帯」という。）に対して調査員が訪問を行い、条例等に基づいた住警器の設置の有無及び調査世帯の住宅区分等について調査する。

消防署又は消防本部職員は、地域関係者（婦人（女性）防火クラブ、消防団、自主防災組織、町内会、自治会等）と積極的に連携して調査を行うよう努めることとする。

3. 調査世帯

①調査対象世帯数

調査対象世帯数については、各消防本部が管轄する地域の世帯数に応じて下記の表による世帯数以上の調査を実施すること。

※下表に、各消防本部の行う調査に必要な最低限度の標本数を示す。

調査対象世帯数早見表	
管轄世帯数(1月1日現在)	調査対象世帯数
20,000 世帯以上	96 世帯以上 ※東京消防庁にあつては 384 世帯以上
10,000 世帯～19,999 世帯	43 世帯以上
9,999 世帯以下	24 世帯以上

②調査世帯の決定方法

- ・原則として、無作為抽出により調査世帯を決定すること。（無作為抽出（例）参照）
- ・無作為抽出の結果、共同住宅又は長屋が抽出された場合は、無作為に1世帯を抽出し、調査世帯とすること。
- ・調査対象世帯を数カ所の地域に絞り込み調査を行う場合（層別抽出（例）参照）についても、調査地域が偏ることの無いように配慮すること。

○無作為抽出（例）

- ・調査対象地域の全世帯リスト（住民基本台帳や住宅地図など）を準備する。
- ・リストの全世帯に1からN（全世帯数）までの番号を付ける。
- ・次式により抽出間隔を決定する（小数点以下は四捨五入）。
- ・ $d = N \div n'$ （ d ：抽出間隔、 N ：調査対象地域の全世帯数、 n' ：調査世帯数）
- ・最初の抽出番号Sをサイコロ等により無作為に決定する。その後、 $S+d$ 、 $S+2d$ 、…に該当する番号を抽出する。

※全世帯数に番号を付したのち、乱数表（別紙参照）による抽出を行ってもよい。

○層別抽出（例）

- ・郵便番号の一覧等から、乱数表（別紙参照）を使用し調査対象地域を数力所選定する。
- ・選定した調査対象地域の中から、丁目の一覧等を利用し調査世帯を選定する。

	町名	乱数
1	a町1丁目	
2	a町2丁目	○
3	a町3丁目	
4	a町4丁目	○
5	a町5丁目	
6	a町6丁目	○

※乱数表を使用して、調査対象地域を選定し、選定された各地域において5～10世帯の調査を行う。
丁目選定後の調査世帯の決定については、上記無作為抽出の例によること。

4. 質問項目及び調査票

「住警器の設置状況」、「調査世帯の住宅区分」を必須項目とする。（「作動確認の実施状況」、「作動確認の結果」については任意項目とする。）

調査票については、調査票（例）を参照すること。

5. 集計について

設置世帯数の集計については下記に留意すること。

- ・住警器の設置世帯数については、各市町村条例等に基づき設置が義務付けられている住宅の部分のうち一箇所でも設置している世帯（「設置世帯」を除く。）を「一部設置世帯」として集計し、全てに「設置している」と回答した世帯を「設置世帯」として集計すること。
- ・自動火災報知設備等が設置されていることで、住警器の設置が条例で免除されている世帯は、「設置世帯」として取り扱うこと。
- ・不在等により設置・未設置が確認出来ない世帯については、「調査世帯」に計上しないこと。
- ・住宅区分に関して一部店舗併用住宅については、一般住宅として取り扱うこと。
- ・また、長屋については、共同住宅等として取り扱うこと。
- ・消防本部の条例適合率及び設置率は次式により算出する。

$$\text{（消防本部の設置率）\%} = \left(\text{（住警器設置世帯数）} + \text{（住警器一部設置世帯数）} \right) \div \text{（調査世帯数）} \times 100$$

$$\text{（消防本部の条例適合率）\%} = \text{（住警器設置世帯数）} \div \text{（調査世帯数）} \times 100$$

6. その他

- ・訪問調査の際、一部設置世帯及び未設置世帯に対しては、奏功事例等を示す等をして、住警器の設置促進に努めること。
- ・訪問調査の際、既に住警器を設置している世帯については、【別添4】を適宜活用し、作動確認の必要性やその方法等の維持管理について周知に努めること。

調査票（例）

○設置状況について

問 条例により住宅用火災警報器の設置が義務付けられている住宅の部分全てに住宅用火災警報器が設置されていますか。

[条例に基づき住宅用火災警報器の設置を義務付けられている住宅の部分]

- ・ 就寝の用に供する居室（寝室・子ども部屋）
- ・ 階段（寝室が2階以上の階にある場合）
- ・ ●●（適宜、「台所」等条例に基づき設置が義務となる場所を追加してください。）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 設置している（全部設置）2. 一部設置している（一部設置）3. 設置していない（未設置） |
|---|

○調査世帯の住宅区分

問 お住まいの住宅は、次のうちどれに該当しますか。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 一戸建て2. 共同住宅等（賃貸）3. 共同住宅等（持ち家） |
|--|

○作動確認の実施状況について

問 最近半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 実施2. 未実施3. 不明 |
|--|

○作動確認の結果

問 作動確認の結果はどうでしたか。

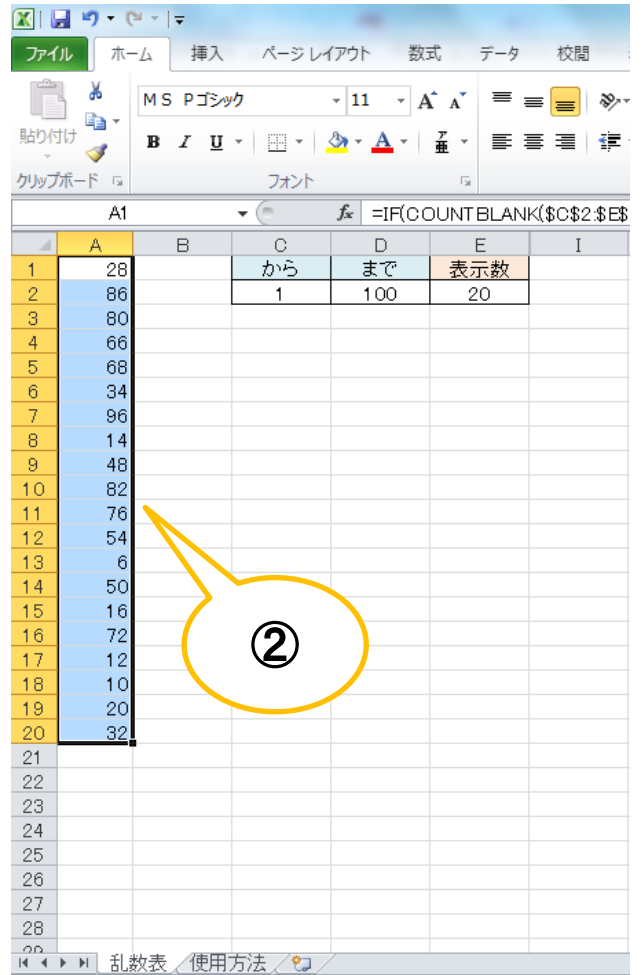
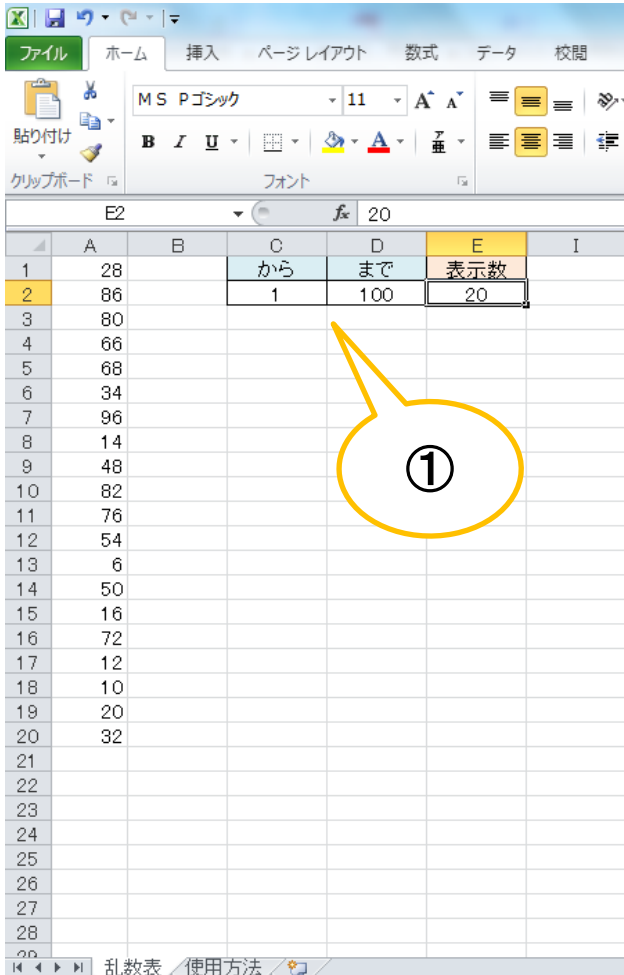
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 異常なし2. 電池切れ・故障3. 不明 |
|--|

乱数表の使用方法について

【別紙】

・番号を付けた100地域から20地域を抽出する場合

- ① C2セルに1を入力 D2セルに100を入力 E2セルに20を入力
- ② A1セルからA20に表示された番号の地域が抽出された地域



405	23	愛知	知多中部広域事務組合消防本部
406	23	愛知	西尾市消防本部
407	23	愛知	衣浦東部広域連合消防局
408	23	愛知	豊田市消防本部
409	23	愛知	瀬戸市消防本部
410	23	愛知	稲沢市消防本部
411	23	愛知	蒲郡市消防本部
412	23	愛知	小牧市消防本部
413	23	愛知	犬山市消防本部
414	23	愛知	常滑市消防本部
415	23	愛知	江南市消防本部
416	23	愛知	新城市消防本部
417	23	愛知	知多市消防本部
418	23	愛知	東海市消防本部
419	23	愛知	大府市消防本部
420	23	愛知	尾張旭市消防本部
421	23	愛知	岩倉市消防本部
422	23	愛知	豊明市消防本部
423	23	愛知	西春日井広域事務組合消防本部
424	23	愛知	田原市消防本部
425	23	愛知	蟹江町消防本部
426	23	愛知	海部東部消防組合消防本部
427	23	愛知	尾三消防本部
428	23	愛知	海部南部消防組合消防本部
429	23	愛知	愛西市消防本部
430	23	愛知	丹羽広域事務組合消防本部
431	23	愛知	幸田町消防本部
432	23	愛知	知多南部消防組合消防本部
433	23	愛知	長久手市消防本部
434	24	三重	松阪地区広域消防組合消防本部
435	24	三重	亀山市消防本部
436	24	三重	四日市市消防本部
437	24	三重	伊賀市消防本部
438	24	三重	伊勢市消防本部
439	24	三重	鈴鹿市消防本部
440	24	三重	桑名市消防本部
441	24	三重	津市消防本部
442	24	三重	三重紀北消防組合消防本部
443	24	三重	鳥羽市消防本部
444	24	三重	名張市消防本部
445	24	三重	熊野市消防本部
446	24	三重	志摩広域消防組合消防本部
447	24	三重	菟野町消防本部
448	24	三重	紀勢地区広域消防組合消防本部
449	25	滋賀	大津市消防局
450	25	滋賀	彦根市消防本部
451	25	滋賀	湖北地域消防本部
452	25	滋賀	東近江行政組合消防本部
453	25	滋賀	湖南広域消防局
454	25	滋賀	甲賀広域行政組合消防本部
455	25	滋賀	高島市消防本部
456	26	京都	京都市消防局
457	26	京都	舞鶴市消防本部
458	26	京都	福知山市消防本部
459	26	京都	宇治市消防本部
460	26	京都	綾部市消防本部
461	26	京都	京都中部広域消防組合消防本部
462	26	京都	常津身附消防組合消防本部
463	26	京都	乙訓消防組合消防本部
464	26	京都	城陽市消防本部
465	26	京都	八幡市消防本部
466	26	京都	京田辺市消防本部
467	26	京都	久御山町消防本部
468	26	京都	相楽中部消防組合消防本部
469	26	京都	精華町消防本部
470	26	京都	京丹後市消防本部
471	27	大阪	大阪市消防局
472	27	大阪	堺市消防局
473	27	大阪	東大阪市消防局
474	27	大阪	枚方寝屋川消防組合消防本部
475	27	大阪	豊中市消防本部
476	27	大阪	守口市門真市消防組合消防本部
477	27	大阪	吹田市消防本部
478	27	大阪	高槻市消防本部
479	27	大阪	八尾市消防本部
480	27	大阪	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
481	27	大阪	岸和田市消防本部
482	27	大阪	和泉市消防本部
483	27	大阪	池田市消防本部
484	27	大阪	箕面市消防本部
485	27	大阪	泉大津市消防本部
486	27	大阪	泉州南広域消防本部

消防本部名	
担当者	
所属	
連絡先(電話)	
連絡先(e-mail)	

1. 設置状況(必須項目)

	①	②	③	④
管轄世帯数 (1月1日時点)	調査対象 世帯数	設置世帯数	一部設置世帯数	未設置世帯数

⑤設置世帯の内訳(住宅区分)			⑥一部設置世帯の内訳(住宅区分)			⑦未設置世帯の内訳(住宅区分)		
一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)	一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)	一戸建て	共同住宅等 (賃貸)	共同住宅等 (持ち家)

2. 維持管理状況(任意項目)

【設置世帯及び一部設置世帯に対する調査】

①作動確認実施世帯数		
実施	未実施	不明

【作動確認実施世帯に対する調査】

②作動確認の結果		
異常なし	電池切れ・故障	不明

【備考】

「2. 維持管理状況」について(自動火災報知設備が設置されている世帯については調査不要です。)

①最近半年間で作動確認を実施したかどうかの調査をお願いします。(調査時に作動確認が実施された場合は「実施」と回答してください。)

②作動確認を実施した際の結果について調査をお願いします。(作動確認が未実施又は不明の場合は回答不要です)

3. 作動確認に関する調査項目の追加など設置状況等調査に関するご意見がございましたらご記入ください。

--

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。



作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

古くなったら交換



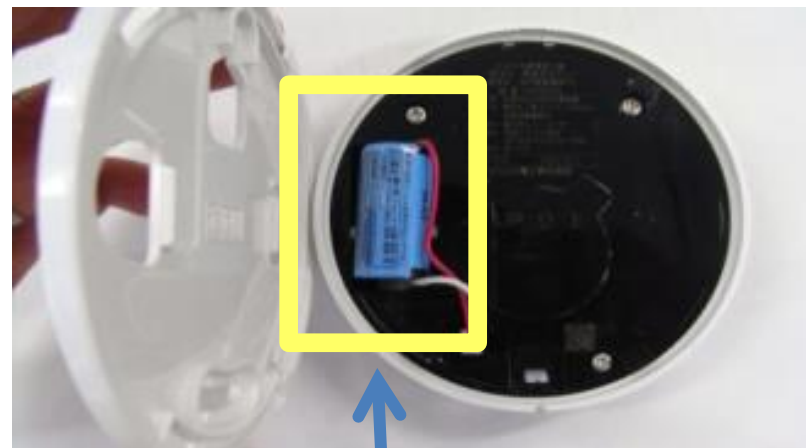
火災警報以外の警報が鳴った場合



住警器本体の故障か電池切れです^{※2}。
住警器本体又は電池を交換しましょう。

- ※1 少なくとも年に2回は作動確認をしましょう。(春と秋の火災予防運動の時期には実施しましょう。)
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。
なお、電池切れと判明した住警器が設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。

点検ボタン



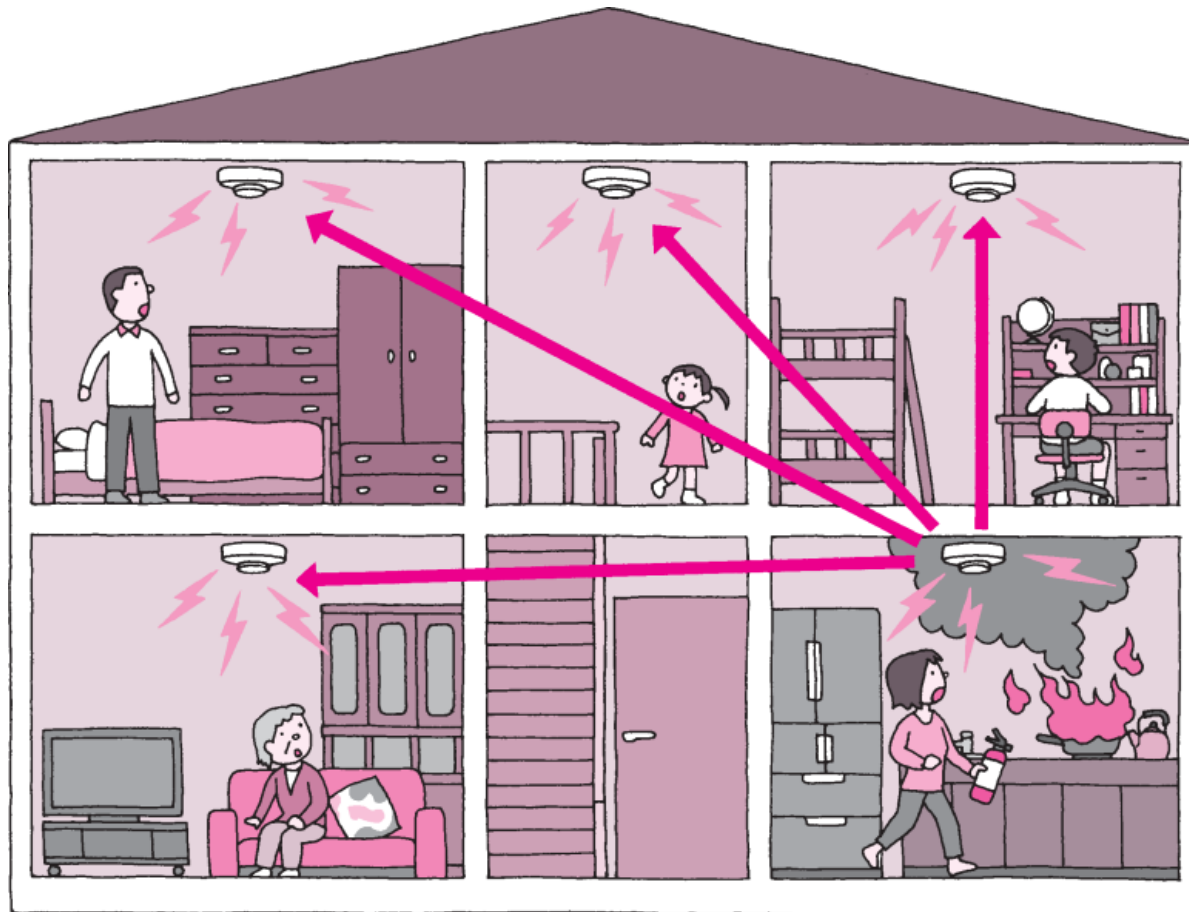
電池

点検ひも



作動確認により異常が確認された場合は、住宅用火災警報器本体を交換しましょう。
住宅用火災警報器には、一つの住宅用火災警報器が火災を感知すると、家の中に設置されたすべての住宅用火災警報器が連動して火災を知らせる「連動型」や光又は振動で火災を知らせる「補助音響装置」が付いたタイプもあります。

連動型の住宅用火災警報器



例：台所で発生した火災を、他の部屋の感知器が音声などで知らせる。